

令和 7 年 5 月 2 日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
代 表 理 事 中村 智
(公印省略)

令和 7 年度アドベンチャートラベル推進事業「国内連携商品造成事業（本州相互連携）」
の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名
令和 7 年度アドベンチャートラベル推進事業「国内連携商品造成事業（本州相互連携）」
2. 事業目的
令和 5 年 9 月に北海道で ATWS2023 がアジアで初めて実施開催され、海外から北海道への AT に対する注目度が高まっており、今後海外からの北海道・日本への送客の増加が期待されるが、その需要を取り込むためには、道内だけでなく、日本国内全域で連携した商品が求められている。
また、公益社団法人北海道観光機構では 2024 年 6 月に発表したグランドデザインにて「2030 年度に総観光消費額 3 兆円にする」という大きな目標を掲げている。その達成のためには観光消費額の高い外国人富裕層のさらなる増加が必須である。
本事業では、観光消費額の高い AT 顧客層をターゲットに、北海道と東北地区を繋ぐ長期の AT ツアー商品の造成に向けて、商品・商材の内容共有を目的とした現地調査・研究会を実施するほか、北海道内ツアーオペレーターと道外事業者との間で商談会を実施する。
3. 応募方法
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 今後のスケジュール（予定）

5 月 2 日（金）	公示・観光機構 WEB サイト掲載
5 月 12 日（月）	企画提案参加表明締切
5 月 30 日（金）	企画提案書の提出期限
6 月初旬	企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定、契約締結
6 月中旬	業務開始
5. 問合せ先
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
(公社) 北海道観光機構 事業企画本部 堀田 彰
TEL 011-231-0941 ak_horita@visithkd.or.jp

令和 7 年度アドベンチャートラベル推進事業「国内連携商品造成事業（本州相互連携）」
に係る企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業名

令和 7 年度アドベンチャートラベル推進事業 国内連携商品造成事業（本州相互連携）

2. 事業目的

令和 5 年 9 月に北海道で ATWS2023 がアジアで初めて実施開催され、海外から北海道への AT に対する注目度が高まっており、今後海外からの北海道・日本への送客の増加が期待されるが、その需要を取り込むためには、道内だけでなく、日本国内全域で連携した商品が求められている。

また、公益社団法人北海道観光機構では 2024 年 6 月に発表したグランドデザインにて「2030 年度に総観光消費額 3 兆円にする」という大きな目標を掲げている。その達成のためには観光消費額の高い外国人富裕層のさらなる増加が必須である。

本事業では、観光消費額の高い AT 顧客層をターゲットに、北海道と東北地区を繋ぐ長期の AT ツアー商品の造成に向けて、商品・商材の内容共有を目的とした現地調査・研究会を実施するほか、北海道内ツアーオペレーターと道外事業者との間で商談会を実施する。

3. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。

- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

6. 委託事業費（上限）

9, 500, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結の日～令和8年1月30日（金）

(2) 業務スケジュール

5月 2日（月）	公示・観光機構WEBサイト掲載
5月12日（月）	企画提案参加表明締切
5月30日（金）	企画提案書の提出期限
6月初旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月中旬	契約締結、業務開始

※日程は変更となる場合があるため、その都度確認すること。

8. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 北海道地区および東北地区 2地区での現地調査・研究会の実施

①実施目的

- ア) 北海道と東北地区商品・商材の内容共有を目的としたAT商品の現地調査の実施
- イ) 北海道と東北地区を繋ぐ長期コース造成に向けた研究会の開催（行程期間内に半日程度）

②実施場所・期間・時期

- ア) 場所 北海道内および東北地区（各1回）
- イ) 期間 各3泊4日
- ウ) 時期 令和7年8月～令和7年11月30日（日）までに実施すること

③実施内容

- ア) 初日に各地より集合、ブリーフィング
- イ) 翌日から2日間現地調査及び意見交換会
 - ・レベル2～4（中程度）以上の登山・トレッキング・ハイキンアクティビティを1つ以上行程に含めること。
 - ・文化体験または地域住民との交流を行程に含めること。
 - ・意見交換会を各日の行程終了後に実施すること。
- ウ) 実施期間後半に研究会（アドバイザー・専門家の講話など）を実施すること
※最終的に観光機構と打合せの上決定すること。

④ 参加対象

- ア) 北海道内ツアーオペレーター4社以上
- イ) アドバイザー：東北地区でATを推進しているDMCまたはDMO 4社以上
※上記ア)、イ) 共通
 - ・北海道地区及び東北地区での現地調査・研究会の参加者は同一事業者／担当者が望ましい。
- ウ) 専門家1名
 - ・各地区での実施にあたり、専門家は必ずしも2地区同一でなくてもよい。

⑤ 業務内容

- ア) 全体の企画
- イ) 2地区現地調査の企画・運営、必要なアクティビティやガイドの手配
 - ・参加人数により適切なガイド数を手配すること。
 - ・アクティビティガイドの保有資格を明示すること。

・北海道地区においては、可能な限り北海道アウトドアガイドもしくは北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者をアサインすること。

ウ) 2 地区研究会の企画・運営、会場の手配

エ) 参画事業者（北海道内ツアーオペレーター）、アドバイザー及び専門家への連絡・調整

オ) 2 地区、行程に含まれる参画事業、アドバイザー、専門家の旅行手配

カ) 2 地区、参画事業者による報告書の作成および報告書の回収

キ) 2 地区、参画事業者（北海道内ツアーオペレーター）、アドバイザー及び専門家からの意見集約および事業実績報告書への反映

⑥ 見積に含める項目

ア) 企画費

イ) 管理運営費

ウ) 2 地区、アクティビティ代金（ガイド料金、ガイド交通費含む）

エ) 2 地区、集合から解散までの参加事業者、アドバイザー、専門家の旅行手配

オ) 2 地区、アドバイザーおよび専門家の出発地と集合・解散場所との間の往復交通費

カ) 2 地区、アドバイザーおよび専門家の前後泊費（必要に応じ含めることを可とする）

キ) 2 地区、専門家への謝金（1 名 1 時間あたり 10,000 円を上限とする）

ク) 2 地区、意見交換会および研究会会場費

⑦ 見積に含めない項目

ア) 参画事業者の出発地と集合・解散場所との間の往復交通費

イ) 参画事業者の前後泊費

⑧ 成果物

ア) 参加事業者による、現地調査・研究会に関する報告書を提出すること

(2) 商談会の実施

① 実施目的

参画事業者間で自社 AT 商品の紹介及び情報交換を行うとともに、北海道と東北地域を繋ぐ長期の AT 商品造成を目指し、北海道内ツアーオペレーターとアドバイザー間にて商談を行う。

② 実施場所

ア) 場所 北海道内又は東北地区（現地調査・研究会の最終開催地区で実施すること）

イ) 時期・上記（1）の期間内

ウ) 商談時間：商談 1 枠 20 分程度

③ 参加対象

ア) 北海道内ツアーオペレーター 4 社以上

イ) アドバイザー・東北地区で AT を推進している DMC または DMO 4 社以上

※上記ア) イ) 共通

・ 1 事業者最大 2 名まで。

・ オンライン参加する場合は、参画事業者が PC 等用意すること。

④ 業務内容

ア) 参加者の取りまとめ、案内などの事務局業務

イ) 会場、備品手配、会場側との調整業務

※オンライン対応に適した通信環境の整った会場を手配すること。

ウ) 商談会の運営、商談スケジュールの作成

エ) アンケートの実施、集計、分析

オ) 成果物の回収

⑤ 見積に含める項目

ア) 企画費

イ) 管理運営費

ウ) 会場費および備品

エ) アンケート集計・報告書作成経費

⑥ 成果物

ア) 参画事業者1社（道内ツアーオペレーター）につき、北海道＋東北を繋ぐAT商品を2コース以上造成し、提出すること

イ) 造成された商品のプロモーション、販売手法（自社OTAへの掲載など）について示すこと

(3) 地域および事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティを得ることにより、委託事業費と同程度の現物協賛の獲得に努めること。

(4) その他

上記以外に、現地調査・研究会および商談会の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(5) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定

(6) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管理

(7) 事業実績報告書および成果物の提出

①事業実績報告書

・紙媒体3部および電子データ（USB1本）

②成果物

・現地調査、研究会の報告書（アンケート結果、意見交換会の意見集約、研究会のおよび各参画事業者が作成した成果物を含むものとする）。

※報告書は、イベント写真や個人情報を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部およびデータ、公開用報告書は印刷物1部およびデータを提出すること。

・商談会の報告書（参画事業者が造成した商品の内容を含む）。

9. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと

(1) 提出期限 令和7年5月12日（月）15:00

(2) 提出方法 Eメール（書式は任意）

(3) 提出場所 事業企画本部 堀田 彰 ak_horita@vis1thkd.or.jp

10. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「8. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

- ② 企画提案事項の総括表
各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。
- ③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）
執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
- ④ 事業実績
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。
- ⑤ 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。
- ⑥ コンソーシアム協定書の写し
コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）。
- ⑦ 見積書（参考見積り）
 - ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）。
 - ・ 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。
 - ・ 協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。
 - ・ 観光機構職員の旅費は積算に含まないこと。
 - ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること。
- (2) 規格及び部数
A4判 4部（社名あり1部、社名なし3部）
- (3) 提出方法
提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。
- (4) 提出期限
令和7年5月30日（金）15:00（厳守）
- (5) 提出場所
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
（公社）北海道観光機構 事業企画本部
担当：堀田 彰 TEL 011-231-0941

10. 企画提案の評価基準

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
 - ・ 指示内容が十分理解されているか。
 - ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - ・ 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。

※北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が 4 社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位 3 社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (10) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱い

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

14. 再委託について

再委託の予定（下記 2 の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

(公社) 北海道観光機構 事業企画本部

担当：堀田 彰 Email ak_horita@visithkd.or.jp

TEL 011-231-0941

以上